

小田原市監査委員公表第 1 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項及び第 7 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和 6 年 5 月 2 9 日

小田原市監査委員 近 藤 正 道

小田原市監査委員 古 川 武 法

小田原市監査委員 加 藤 仁 司

令和6年定期監査の結果に関する報告書

第1 監査の基準

本監査は小田原市監査基準（令和2年小田原市監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第7項の規定に基づく監査
（同法第199条第4項の規定による定期監査として実施）

第3 監査の対象

1 令和5年度の市の財務に関する事務の執行

- (1) 令和5年4月から10月に執行したもの（令和5年3月以前に締結し4月以降継続している契約の締結を含む）
- (2) 上記期間に行った契約締結、補助金交付決定、支出負担行為に基づき同期間以降に行った支払、精算等
- (3) 令和6年1月における財産の管理
（監査対象部局）

公営事業部	事業課
文化部	文化政策課、生涯学習課、文化財課、図書館、スポーツ課
環境部	環境政策課、ゼロカーボン推進課、環境保護課、環境事業センター
都市部	都市政策課、都市計画課、まちづくり交通課、建築指導課、開発審査課
建設部	建設政策課、土木管理課、道水路整備課、みどり公園課、建築課

※公営事業部については、例月現金出納検査において財務に関する事務の執行を一定程度検証していることから、令和5年12月から令和6年1月の車券発売金等に係る事務を主な対象とした。

2 令和5年度に市が負担金又は貸付金を支出した団体のうち、市職員が事務局を担う団体の当該負担金又は貸付金に係る出納その他の事務の執行及び当該団体の現金管理

負担金・貸付金名称	市職員が事務局を担う団体	所管課
おだわらカルチャーアワード実行委員会負担金	おだわらカルチャーアワード実行委員会	文化政策課
市民ホール文化事業実行委員会負担金	市民ホール文化事業実行委員会	文化政策課
第23回城下町おだわらツーデーマーチ実行委員会負担金	城下町おだわらツーデーマーチ実行委員会	スポーツ課
地域循環共生圏基盤整備事業負担金	おだわら環境志民ネットワーク	環境政策課
UDCOD負担金	UDCOD（アーバンデザインセンター小田原）	都市政策課
小田原市生活交通ネットワーク協議会負担金	小田原市生活交通ネットワーク協議会	まちづくり交通課

3 令和3年度から令和5年度の事業管理

対象事業	所管課
市民ホール管理運営事業 (市民ホール管理業務委託料)	文化政策課
路線バス等移動手段確保維持対策事業 (地域公共交通確保維持費補助金ほか)	まちづくり交通課
街区公園等整備維持管理事業 (公園施設長寿命化計画策定業務委託料)	みどり公園課

第4 監査の目的

- 1 財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるか。
- 2 市が負担金又は貸付金を支出した監査対象部局所管の団体のうち、市職員が事務局を担う団体の当該負担金又は貸付金に係る出納その他の事務が当該負担金又は貸付金の目的に沿って行われており、団体の現金管理は正確であるか。
- 3 監査対象の事業管理が経済的、効率的かつ効果的であるよう努めているか。

第5 監査の着眼点

上記第4の各事項を検証するため、本市における財務事務の手続の流れ、過去の監査結果や不祥事例等を踏まえて設定した下表左の監査対象の重要リスクに対し、下表右の着眼点により監査を行った。

なお、例月現金出納検査や決算審査の中で検証するリスクはそれらに委ねることとした。

1 財務に関する事務の執行

(1) 契約事務

No.	重要リスク	着眼点
1	契約における透明性・公正性・競争性が確保されないリスク	・意図的に分割している契約はないか ・随意契約（単独見積り）による場合、その理由は適正か ・プロポーザル方式による場合、その手続は適正に執行されているか ・事業者選定の偏り、固定化はないか
2	不適正な契約が締結されるリスク	・信用力が不確かな事業者と契約していないか ・見積り期間・予定価格決定手続・代理人選定手続・落札者の決定は適正か
3	締結した契約が適正に履行されないリスク	・契約に不可欠な事項が契約書・仕様書に記載されているか ・履行・納品が不完全なまま支払がされていないか
4	業務委託の成果が予算目的に適合しないリスク	・業務委託により求められる成果が仕様書に明瞭に記載されているか

5	委託業務の受託者により市民の個人情報の流出・紛失が起るリスク (質的重要性に関するリスク)	・業務における個人情報の取扱いに応じて契約書に約定すべき内容を定めているか ・個人情報を市が提供している契約につき、契約書に定めた事項の履行を業務の受託者に対し、確認しているか
---	--	---

(2) 支出事務

No.	重要リスク	着眼点
1	不要・不適正な支出がされるリスク	・報償費支出の理由・根拠は明確かつ適当か ・補助金の額の算定・時期・手続は法令・規則等に則っているか
2	補助金を交付する目的が達成されないリスク	・補助は予算目的（議決の主旨）に適合しているか、要綱は妥当か ・事業計画や交付条件どおりに補助金が使用されているか（実績報告によりその確認を行っているか）
3	現金の横領が発生するリスク (質的重要性に関するリスク)	・給付金支出において誤びゅう防止策とは別に職員の不正に対する防止・抑止策が講じられているか
4	交付金の透明性が確保されないリスク (質的重要性に関するリスク)	・政務活動費について、提出された収支報告書等に対し、使途の透明性を確保すべく必要なチェック等の取組が行われているか

(3) 財産管理・収入事務

No.	重要リスク	着眼点
1	財産の不適正な処分・貸付・使用許可が行われるリスク	・財産の処分手続・相手・金額は適正か ・財産の目的外使用許可・貸付の理由・期間・条件は適正か、使用料・貸付料を減免している場合、減免の理由・金額は適正か ・公の施設の使用料を減免している場合、減免の理由・金額は適正か
2	収入すべき額や時期が正しく認識されず、適切な収納が行えないリスク	・財産の使用料・貸付料の算定・納期限に誤りはないか、調定漏れはないか ・道路・駅前広場・河川占用料の調定期限・金額・納期限に誤りはないか、調定漏れはないか ・公の施設の使用料の調定期限・金額・納期限に誤りはないか、調定漏れはないか ・手数料・雑入の調定期限・金額・納期限に誤りはないか、調定漏れはないか ・税・保険料・水道料金・下水道使用料・診療

		報酬の調定の時期や金額に誤りはないか、調定漏れはないか ・物品売払収入の調定期間・金額に誤りはないか、調定漏れはないか
3	収納金が会計管理者に的確に払い込まれず、適切に債権管理が行えないリスク	・出納員収納金は所定の期限内に指定金融機関等に払い込まれているか ・収納事務受託者の収納金は所定の期限内に指定金融機関等に払い込まれているか
4	歳入歳出外現金の受払手続及び残高の管理が適正に行われないリスク	・受払額及び残高について、所管課の帳簿と現金在高（財務会計システム）が一致しているか
5	現金・証紙・物品の横領・紛失が発生するリスク （質的重要性に関するリスク）	・出納員収納金の帳簿残高は正確であり、かつ実在するか ・証紙の帳簿残高は正確であり、かつ実在するか ・登録された備品は実在するか
6	収納金の取扱いに関し市民に不安を生じさせるリスク （質的重要性に関するリスク）	・収納事務委託の告示・公表は正確かつ明瞭か ・収納印の作成・管理は適正に行われているか ・収納事務受託者の収納事務手続・払込手続は適正か ・所管課は収納事務受託者に対する監督指導を行っているか

2 市職員が事務局を担う団体の負担金又は貸付金に係る出納その他の事務・現金管理

No.	重要リスク	着眼点
1	負担金又は貸付金を支出する目的が達成されないリスク	・負担金又は貸付金が目的外の経費に充当されていないか
2	現金の横領・紛失が発生するリスク （質的重要性に関するリスク）	・市職員が事務局を担う団体の保管金の帳簿残高は正確であり、かつ実在するか

3 事業管理

No.	重要リスク	着眼点
1	事業について、見直しが行われず、改善の機会が損なわれるリスク	・効果測定の指標、測定の仕方は適切か ・委託の効果又は負担金・補助金の効果を検証し、次の業務の遂行（業務改善や業務計画）や団体活動又は制度の在り方の改善に生かしているか

第6 監査の実施内容

1 財務に関する事務の執行及び市職員が事務局を担う団体の負担金又は貸付金に係る事務

の執行の監査については、識別・評価したリスク及び監査の着眼点を踏まえて、抽出により執行決裁文書、契約書、伝票、帳簿その他関係書類の提出を求め、それらの閲覧及び証憑との照合を行った。

それらのうち、質的重要性に係るリスクを識別した出納員収納金、収入証紙及び備品の管理については、調査票及びレジスタージャナル、収納金払込書等の証憑類の提出を求め、閲覧及び照合を行い、負担金又は貸付金を支出した団体の現金管理については実査を行った。また、委託契約における個人情報の取扱いについては、契約書及び質問票の提出を求め、監査の着眼点を踏まえてそれらの閲覧を行った。

- 2 事業管理の監査については、監査対象の事業に関する質問票、事業の成果に係る書類その他関係書類の提出を求め、監査の着眼点を踏まえてそれらの閲覧を行うとともに、関係職員からの説明聴取を行った。

第7 監査の結果

- 1 上記第1から第6までの記載事項のとおり監査した限り、財務に関する事務の執行は、下記の事項を除き重要な点において法令に適合し、正確に行われていると認められた。

〔除外事項〕

(1) 監査範囲の制約

環境事業センターにおける需用費の支払については、監査に必要な関係証憑を入手することができなかったため、その適否について判断できなかった。

(2) 単独見積りによる随意契約とする理由について [文化部図書館]

小田原市契約規則第22条において、予定価格50万円以下の業務委託契約は、随意契約とすることができ、さらに、同規則第23条第2項第1号により特別の理由がある場合は、単独見積りによることができるとされているが、中央図書館のカウンター業務を主とする図書館サービス業務委託（契約金額31,658,286円）について、契約の相手方が、長期間、当該業務を受託し豊富な知識を有すること等を理由に、単独見積りによる随意契約としている。

令和2年10月に開館した小田原駅東口図書館は、指定管理者制度を導入していることから、中央図書館のカウンター業務等を単独見積りによる随意契約とすることについて、長期間の経験等を理由とすることは適切ではないと思われる。契約の執行は、公正であり、機会均等の理念に適合し、かつ経済性を確保するという観点から、基本的に入札により行わなければならない。

(3) 委託契約及び指定管理の基本協定に係る再委託について

〔文化部文化政策課 スポーツ課〕

小田原市民ホール管理業務（契約金額118,240,189円）において、受託者は、委託業務の一部を第三者に委託する場合、あらかじめ市の承諾を得なければならないとされている。しかしながら、受託者は、清掃業務及び空調設備管理業務について、市の承諾を得ず、第三者に委託していた。

また、小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ、小田原テニスガーデン、城山陸上競技場及び小峰庭球場の管理に関する協定（令和5年度指定管理料109,570,000円（監査実

施時の金額))において、指定管理者は、管理業務の一部を第三者に請け負わせるときは、あらかじめ書面による市の承諾を得なければならないとされているが、第三者に委託している業務の全てについて、市の承諾がなされていなかった。

なお、現時点においては、いずれも再委託を追認する確認書を取り交わしている。

委託及び協定に係る業務の一部を第三者に委託する場合、市は、あらかじめ受託者又は指定管理者に、再委託の承諾について必要な書類を提出させ、支障がないことを確認した上で、書面による承諾をしなければならない。

(4) 委託契約における個人情報の取扱いの明示及び受託者の個人情報管理体制について

[文化部文化財課、環境部ゼロカーボン推進課 環境保護課 環境事業センター]

委託契約において、市は、個人情報の保護に関する法律及び小田原市個人情報取扱事務委託要領に従い、個人情報を保護するために約定すべきことを契約書に明記するとともに、市から受託者に個人情報を引き渡す場合等は、受託者に対し、個人情報の管理体制を明らかにさせなければならない。

しかしながら、市が受託者に個人情報を引き渡す史跡小田原城跡用地取得事業（城内）に伴う工作物等物件補償費算定業務委託契約において、個人情報の引渡し及び返還並びに引き渡す個人情報に係る文書又はデータの名称を契約書に明記せず、個人情報管理体制の届出も受けていなかった。

また、受託者が個人情報を取り扱う上府中公園ドッグラン開設業務委託契約において、事故報告義務、受託者が個人情報の管理措置に係る義務を適正に履行しているかどうかを市が監督するための調査権限及び必要な指示勧告を行う権限を契約書に明記していなかった。

小動物収集及び焼却処理等業務委託契約及び大型ごみコール制収集運搬業務委託契約において、受託者から個人情報管理体制の届出を受けておらず、また、脱炭素先行地域づくり事業プロジェクト管理支援業務委託契約では、受託者及び再委託先から個人情報管理体制の届出を受けていたが、再委託に係る必要な事項の記載が不足していた。

個人情報を取り扱う業務を委託する場合は、個人情報の適正な取扱いを確保するための措置を講ずる必要がある。

また、是正又は改善を要するものとして指摘すべき事項が上記の事項以外に認められたので、以下に記載する。

(1) 少額随意契約について [公営事業部事業課]

小田原競輪場内の空調設備修繕について、見積日及び工期が近接した4件の少額随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に規定する随意契約をいう。)により、同一業者に発注していた(契約金額①1,287,000円、②1,274,900円、③1,207,800円、④1,222,100円)。分割発注が疑われるものであり、小田原市契約規則の規定に基づき適正に執行する必要がある。

(2) 補助金の額の確定に係る規定について [文化部生涯学習課、環境部環境保護課]

平成19年3月29日助役通達「小田原市補助金交付要綱準則の制定について」において、補助金の支出については、申請を受けた年度の末までに履行の確認が必要となるとさ

れている。

しかしながら、市は、小田原市文化部生涯学習課所管に係る補助金交付要綱における小田原市地区公民館活動費補助金（令和５年度交付額 2,651,241 円）、及び、小田原市環境部環境保護課所管に係る補助金交付要綱における鳥獣保護管理対策事業費補助金（令和５年度交付額 4,900,000 円）等の実績報告の提出期限を翌年度の日付としていた。

申請を受けた年度の補助金として支出するためには、市は、当該年度の末までに、補助対象者に実績報告書により報告させ、補助金の額を確定しなければならない。

(3) 使用料の減免について [文化部文化政策課]

小田原市民ホール条例及び同条例施行規則に基づく使用料の減免について、市では処分の審査基準を設けている。当該基準では、市が主催する事業に使用する場合、通常の使用料を免除、また、文化事業を行う場合で市長が特に必要と認めるときは、市長が定める額の減額又は免除すると規定している。

しかしながら、市とは別個の任意団体である市民ホール文化事業実行委員会が行う事業について、市が主催する事業に使用する場合の規定を適用し免除していた（令和５年４月から１０月に許可したもの ９件 3,268,650 円）。当該団体に対して免除を行う場合は、文化事業を行う場合で市長が特に必要と認めるときの規定を適用しなければならない。

また、当該団体が実施した事業に係る使用料を全額免除としている一方で、当該事業に係る収入は全て当該団体のものとなっていることから、当該団体の収支に影響を与えていると考えられる。当該団体は、市が負担金を支出している団体でもあり、収支について透明性及び正確性を確保することが強く求められる。

(4) 電気使用料及び水道使用料の納期限の設定について [文化部文化政策課]

小田原市観光交流センターの電気使用料及び水道使用料については、市が一時的に負担し、当該施設の指定管理者へ２か月ごとに請求している（２か月当たり概ね 50 万円）。しかしながら、このことを明文化した文書が存在しないことに加え、指定管理者へ送付する納入通知書に納期限を記載していなかった。

市は、指定管理者との債務関係を明文化し、債務の履行期限を明確にする必要がある。

(5) 収入金計算簿への収納金の記載について [環境部環境保護課]

畜犬鑑札等交付手数料の出納員収納金（４件 234,150 円）について、小田原市財務規則第 134 条に規定する収入金計算簿に誤った金額を記載していた。

収入金計算簿は出納員が現金を取り扱ったことの記録となるものであり、記載は正確に行う必要がある。

(6) 歳入歳出外現金の管理について [建設部建築課]

令和５年 10 月 31 日時点の小田原市営住宅の敷金について、所管課の管理台帳と財務会計システムで把握できる現金在高とを照合したところ、管理台帳残高 50,335,700 円に対し、財務会計システムの現金在高は 51,563,900 円であり、1,228,200 円の差額が生じていた。また、退去しているにもかかわらず、未還付となっている敷金が 4,741,700 円存在しているとのことであった。

入居者分として適正な敷金の金額及び何らかの会計処理を要する分の金額を明確にした上で、適切な会計処理を行わなければならない。

(7) 収納事務委託の告示について [文化部スポーツ課]

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）第1条の規定による改正前の地方自治法施行令第158条第2項では、収納の事務を私人に委託したときは、普通地方公共団体の長は、その旨を告示し、かつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならないとされていた。

しかしながら、小田原市スポーツ施設の使用料の収納事務の委託に係る告示（令和4年4月1日告示）において、収納事務委託の対象となる施設使用料の範囲及び行政財産目的外使用料を明示していなかった。

収納事務の委託に係る告示は、本来市が収納すべき歳入を私人が代わりに収納することを歳入の納入義務者に対し示すものであり、明瞭に記載しなければならない。

(8) 車券発売金等の管理について [公営事業部事業課]

競輪事業の車券発売金等の管理状況について、現金在高と科目ごとの帳簿残高の合計を照合したところ一致せず、現金在高が帳簿残高の合計を上回っていた（4,100円）。

競輪事業で管理する資金は、種類が多く、流れが複雑で、かつ多額のため、所管課では、定期的にチェック表を作成して管理状況を確認することとしている。しかしながら、令和4年度は一度もチェック表を作成していなかったため、同年度以降、現金在高と帳簿残高の合計が一致しない状況が継続しているとのことである。

競輪事業では、過去に現金の横領事件が発生している。資金の管理について特に細心の注意を払うことは必須であり、定期的に管理状況を確認しなければならない。

(9) 備品の管理について [建設部みどり公園課]

備品登録から年数が浅く、持ち運びが容易な備品の管理について重点的に監査したところ、更新に伴い廃棄したにもかかわらず、その情報が備品台帳に記録されていない事例が見受けられた（38,830円×1台）。

備品台帳の記録が実態と乖離していることは、備品が適正に管理されず、横領等を引き起こす一つの要因になりうるため、備品の異動の情報は遅滞なく備品台帳に登載する必要がある。

- 2 上記第1から第6までの記載事項のとおり監査した限り、市が負担金又は貸付金を支出した監査対象部局所管の団体のうち市職員が事務局を担う団体の当該負担金又は貸付金に係る出納その他の事務は、重要な点において当該負担金又は貸付金の目的に沿って行われており、また、団体の現金管理は、下記の事項を除き重要な点において正確であると認められた。

[除外事項]

(1) 現金出納簿の作成及び預金通帳との照合について [文化部文化政策課]

市職員が事務局を担う団体が保有する現金については、現金出納簿を常備し、現金出納簿と預金通帳とを照合するなどにより、適正に管理することとされている。

おだわらカルチャーアワード実行委員会では、現金出納簿と預金通帳との照合による現金在高の確認が行われていなかった。

また、市民ホール文化事業実行委員会では、団体の予算執行を管理する帳簿及び収入金を管理する帳簿は作成していたが、日次の収入、支出及び残高を管理する現金出納簿を作成していなかった。そのため予算執行残額は記録されているが、現金の帳簿残高は分からなかった。さらに、予算執行を管理する帳簿に記録している予算執行残額が預金通帳の残高とは一致しておらず、その原因は、執行予定の支出も帳簿に記録しているためとのことであった。

団体の現金を適正に管理するためには、現金出納簿を備え付け、受払額及び残高を正確に記録した上で、預金通帳等との照合を確実に行う必要がある。

(2) 事務局職員等の立替払について [文化部文化政策課、環境部環境政策課]

市民ホール文化事業実行委員会では、事務局職員による立替払が日常的に行われており、中には17万円を超える高額なものや事務局職員個人のクレジットカードを使用しているもの、支払日及び支払先が異なる複数の立替払を1枚の支出伝票で処理しているものがあった。また、支出伝票の添付証憑に不備があるもの、立替払をした日から支出伝票の起票日まで2か月以上を経過しているものなど、不適切な事案が見受けられた。このような立替払が多いため、支出伝票、予算執行を管理する帳簿及び預金通帳を照合することが困難な状態であった。

また、おだわら環境志民ネットワークでは、団体の事務局機能を担うコーディネーターによる立替払が日常的に行われており、個人のクレジットカードを使用しているものもあった。

準公金についても公金と同様の注意を払って取り扱い、適切な会計処理を行うべきである。

また、是正又は改善を要するものとして指摘すべき事項が上記の事項以外に認められたので、以下に記載する。

(1) 現金出納簿への記載について [環境部環境政策課]

市職員が事務局を担う団体が保有する現金については、現金出納簿を常備し、適正に管理することとされている。

おだわら環境志民ネットワークでは、現金出納簿を備え付けていたが、釣銭用資金の計上漏れにより現金出納簿の残高と現金在高が一致していなかった。

団体の現金を適正に管理するためには、現金出納簿に受払額及び残高を正確に記録する必要がある。

3 監査対象の事業管理が経済的、効率的かつ効果的であるよう努めているかについては、上記第1から第6までの記載事項のとおり監査した限り、下記のとおり改善を要するものとして指摘すべき事項が認められた。

(1) 市民ホール管理運営事業 [文化部文化政策課]

当事業は、令和3年9月に開館した小田原市民ホール（小田原三の丸ホール）の適切な

管理運営を行うことを目的としている。

所管課では、事業の効果測定に当たり、令和3年度は受付案内数、令和4年度は設備等の点検実施数、令和5年度は点検等に係る情報共有数と、年度ごとに異なる指標を設定しており、また、具体的な目標値を設定していなかった。

所管課によれば、開館から日が浅く目標値の検討に必要な実績が不足していることや、単純な数値の大小による評価は適さないという考えによるものであるとのことだが、事業を適切に評価し改善していくためには、継続的かつ具体的な指標・目標値の設定は不可欠であると考ええる。

また、令和7年度中に予定している指定管理者制度への移行に向けた準備を進めているとのことだが、移行後は管理運営が適正に行われているかをモニタリングすることが市の責務となる。

開館して約2年半が経過し、今後はこれまでに蓄積された実績やデータの検証を行い、具体的な目標値を設定して事業の効果測定を行うとのことである。今後の効果測定の指標・目標値やモニタリングの仕組みの検討に当たっては、指定管理者制度の導入がもたらす効果についても検証が可能となるような工夫が必要であると考ええる。

(2) 路線バス等移動手段確保維持対策事業 [都市部まちづくり交通課]

当事業は、地域公共交通計画の策定や地域公共交通確保維持費補助金の交付等により、市民の日常生活に不可欠な交通手段の維持確保を図るものである。

市は平成25年3月に小田原市地域公共交通総合連携計画を策定し、事業を推進してきたが、社会情勢の変化や公共交通を取り巻く課題に対応するため、小田原市生活交通ネットワーク協議会により、令和6年3月に小田原市地域公共交通計画を策定した。

また、バス事業者だけでは維持が困難となり、代替の交通手段がない路線について、運行経費の見込額と収益の見込額との差額の2分の1を補助する地域公共交通確保維持費補助金を交付している。同補助金の効果もあって該当路線の運行便数を一定程度確保できているが、その差額は拡大傾向にあり、市、バス事業者ともに大きな負担となっているとのことである。今後も路線バスを存続していくのか、あるいは他の交通手段を導入するのか、費用の分担も含め、地域住民、交通事業者及び市で更に検討することが望まれる。

さらに、所管課によると、高齢者を中心にバスの利用者が減少していることや、運転免許証を保有していない人の外出への将来的な不安が高まっていることが課題となっている。令和5年度に実施したおだタク・おだチケ実証事業の検証等により、誰もが利用しやすい持続可能な地域公共交通の実現に努めてもらいたい。

(3) 街区公園等整備維持管理事業 [建設部みどり公園課]

当事業は、身近な公園等を安全で快適に利用できるようにすることを目的としており、市は、効果的な維持管理や保全・改修を図るため小田原市公園施設長寿命化計画（以下「計画」という。）を策定している。現在の計画は、令和4年度に改定したもので、令和5年度から令和14年度までの10年間を計画期間としており、5年ごとに見直すことになっている。

計画の実行に当たり、指標として、利用者の多い小田原こどもの森公園わんぱくランド、小田原フラワーガーデン、上府中公園（有料施設のみ）の来園者数及び計画に位置付けた遊戯施設に対する対策を施した施設の割合を設定している。

いずれの指標も、令和4年度の実績に基づいて設定しているとのことであり、令和9年度の3公園の来園者数の目標値は、改定前の計画の目標値に比べ低く設定されているが、コロナ禍前の実績を考慮すると、もっと高めの目標値でも良かったと思われる。

また、対策を施した遊戯施設の割合については、遊戯施設以外の公園施設の老朽化が顕著でありその対応を優先したため、改定前の計画の実績は目標値を下回ったとのことであった。本市の公園施設は全般に老朽化が進行しているが、これまでは、限られた予算の範囲内で修繕や更新を行っているのが実情とのことである。しかしながら、特に遊戯施設は安全性の確保が求められるものであり、必要な対策を施すため計画的に保全・改修していかなければならない。

なお、所管課では、地域住民が行う美化・清掃や花壇づくり等を支援する身近な公園プロデュース事業を実施している。市民が自主的に参加する事業を通して、公園への愛着を深めていただくことも大切であるため、このような事業の拡大を期待したい。

第8 監査の結果に添える意見

地方自治法第199条第10項の規定により、監査の結果に基づき次の意見を付記する。

1 委託契約及び指定管理の基本協定に係る再委託について [総務部契約検査課 資産経営課]

市が締結する委託契約及び指定管理の基本協定（以下「契約等」という。）において、市は、業務を一括して第三者に委託させてはならず、業務の一部を第三者に請け負わせるときは、受託者又は指定管理者は、あらかじめ書面による市の承諾を得なければならないこととされている。

今回の監査において、書面による市の承諾手続を怠ったものについては、除外事項としたところだが、書面による市の承諾手続を行った契約等にあっても、業務名及び第三者の名称のみを記載した書面が多く、再委託の必要性に係る根拠が乏しいように見受けられた。

再委託が想定される契約等にあっては、あらかじめ再委託できる業務と再委託できない業務を整理しておくことが望ましく、市が、再委託を承諾する場合は、その業務内容を再委託することが適正であるかを検証するとともに、再委託する業務の履行状況について受託者又は指定管理者に報告させ適正に履行されていることを確認することが必要と考える。

2 市職員が事務局を担う団体の出納事務について [企画部コンプライアンス推進課]

市職員が事務局を担う団体の出納事務は、「各種団体等の事務取扱いに対する指示事項について」（平成10年8月26日付け助役名通知）によることとされているが、当該通知に記載のある事項以外にも改善を要する点が見られたので、以下に記載する。

(1) 事務局職員等による立替払について

今回監査したうちの3団体において、団体の事業に係る経費を事務局職員等が立て替えていた。

事業実施に当たり、急に物品等の調達が必要となることはあり得ることから、団体の事業において、立替払を完全に否定するものではないが、地方自治法では、立替払は事故や不正が生じるリスクが高いため認めておらず、準公金についても同様のリスクがあると考えられる。

団体の事業においては、計画的な出納事務を心掛けた上で、日常的かつ少額なものについては、小口現金として資金前渡し、定期的に精算する方法等を検討することが求められる。

(2) クレジットカード利用等によるポイントの利益享受について

1 団体において、事務局職員個人のクレジットカード、ポイントカード等を利用して立替払をし、利用額や店舗に応じたポイントを取得しているものが見受けられた。

キャッシュレス決済が急速に普及し、意図せずポイントを得てしまう側面もあるだろうが、結果として、立替払の精算を通じて、準公金により事務局職員が金銭価値を有する個人的な利益を得ていることとなり、適切な出納事務であるとは言えない。

一方、個人所有のポイントを利用して団体の支払をしている事案もあり、準公金と私金の区分に対する意識が低いように見受けられた。

事務局職員が準公金を利用して私的な利益享受をしているとの疑念を招かないような取扱いを徹底されたい。

(3) 団体名義口座のキャッシュカードの取扱いについて

2 団体において、団体名義口座のキャッシュカードを作成していた。いずれもカードの管理者が係長であり、団体の事務局長である所属長の決裁を経ずとも、入出金ができる状態であった。

キャッシュカードについては、容易に入出金できる利点がある反面、不正利用等のリスクを伴うため、十分に検討した上で、やむを得ず作成し、使用する場合は、取扱いについて明確なルールを定めることが必要と考える。

3 不祥事の防止に向けた取組について [企画部コンプライアンス推進課]

定期監査の期間中である令和6年1月に、元環境部職員による詐欺事件が発覚した。

市では、平成23年度に小田原市職員コンプライアンス推進委員会を設置して基本方針及び推進計画を策定し、不祥事を防止するとともに、職員が法令等を遵守し、全体の奉仕者として誠実かつ公平な職務を遂行するよう取り組んでいる。しかしながら、その後も職員による不祥事が複数発生しており、その根絶には至っていない。

平成29年6月の地方自治法の一部改正により、令和2年4月から、都道府県及び指定都市に、内部統制に関する方針の策定と必要な体制の整備が義務付けられ、財務に関する事務はその必須対象事項とされた。

今回の事件においても、消耗品の発注、納品確認、支出といった財務事務に係る内部統制が十分に機能していなかったものと考えられる。

内部統制の整備等は本市にあっては努力義務ではあるが、令和6年4月にコンプライアンス推進課が新設されたところであり、不祥事の根絶に向けて、財務に関する事務の適正な管理及び執行を確保する取組の強化を図られたい。